

沼津市空家等対策協議会条例の一部改正について

沼津市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

沼津市空家等対策協議会条例（令和元年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定及び措置の方針に関する事項
- (3) 法第13条第1項に規定する管理不全空家等の認定及び措置の方針に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

空家等対策協議会が所掌する事務に、特定空家等及び管理不全空家等の認定及び措置の方針に関する事項を追加するほか、所要の改正を行うものである。